平成２９年（フ）第２２８号
さいたま市南区大字大谷口693番地１　ヴァンベール富士美101
債務者　鎌田可奈江
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
埼玉県越谷市南町２丁目９番８号
債務者　西村由実子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
埼玉県三郷市高州１丁目186番地　藤和シティコープ三郷公園103号
債務者　佐藤　将幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目10番地６
債務者　中田　成子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
埼玉県春日部市大枝813番地７
債務者　遠藤　香利
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
埼玉県草加市金明町52番地１　フルーツマンションＡ―105号
債務者　吉田　正伸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
埼玉県草加市稲荷５丁目３番７―202号
債務者　松本二三也
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
埼玉県川越市大字下新河岸２番地63
債務者　阿妻　玉江
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保106番地21
債務者　成瀬　典子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０４号
埼玉県入間市黒須１丁目11番４号　グランドピアＫ２―309
債務者　青木　敦子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１０６号
埼玉県坂戸市山田町５番27―２号
債務者　竹中真理子
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２０号
埼玉県狭山市笹井２丁目20番10号
債務者　小島三枝子（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成29年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５３号
埼玉県行田市佐間１丁目28番44号　清水ハイツ２号
債務者　ともゑこと　大澤　昭夫
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７号
山口県下松市南花岡７丁目２番30号　コンフレール末武102号
債務者　山元　　博
1　決定年月日時　平成29年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月16日まで山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３３号
北海道旭川市永山７条７丁目２番17号神保ハイツ２Ｆ２号室
債務者　冨永　真理（旧姓石垣）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
北海道旭川市南７条通25丁目３番地の222　旭川シティコート106号室
債務者　池添　輝幸
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５９号
北海道旭川市川端町２条４丁目１番23号　コーポ　アベ
債務者　及川　富雄
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部